

第 3 回 定 例 会

平成22年度予算案関係資料

茨 城 県

目 次

I	平成22年第3回県議会定例会提出議案等一覧	(1)
II	平成22年度9月補正予算案の概要	
	1 基本的な考え方	(2)
	2 補正予算の規模	(2)
	3 重点施策のポイント	(3)
	4 主要事業	(4)
	5 一般会計補正予算款別内訳（歳入）	(8)
	6 一般会計補正予算款別内訳（歳出）	(9)
	7 特別会計補正予算	(10)
	8 企業会計補正予算	(10)
III	債務負担行為一覧	(11)
IV	条例その他の議案の概要	(12)
V	認定事項	(16)
VI	今回報告事項	(16)

予 算	3 件	(一般会計 1 件 特別会計 1 件 企業会計 1 件)
-----	-----	------------------------------

条例その他	14 件	(条 例 6 件 そ の 他 8 件)
-------	------	---------------------

認 定	1 件	(決 算 1 件)
-----	-----	-----------

報 告	1 件	(専決処分 1 件)
-----	-----	------------

(注) この資料は、精査の結果異動することがある。

I 平成22年第3回県議会定例会提出議案等一覧

(予 算)

- 1 平成22年度茨城県一般会計補正予算（第1号）
- 2 平成22年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 平成22年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第1号）

(条例その他)

- 1 特別職の職員の退職手当に関する条例及び知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 2 茨城県立自然公園条例及び茨城県自然環境保全条例の一部を改正する条例
- 3 土浦・阿見都市計画事業阿見吉原東土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する条例
- 4 茨城県鹿島臨海都市計画下水道条例の一部を改正する条例
- 5 茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例
- 6 茨城県暴力団排除条例
- 7 県有財産の売却処分について
- 8 県が行う建設事業等に対する市町の負担額について
- 9 国及び県等が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について
- 10 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について
- 11 工事請負契約の締結について（橋梁上部架設工事（(仮称)新石下橋)）
- 12 工事請負契約の締結について（霞ヶ浦常南流域下水道受変電設備工事）
- 13 権利の放棄について
- 14 地方財政法第33条の5の7第1項の規定に基づく地方債に係る許可の申請について

(認 定)

- 1 平成21年度茨城県公営企業会計決算の認定について

(報 告)

- 1 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

II 平成22年度9月補正予算案の概要

1 基本的な考え方

- 我が国の経済は、景気が着実に持ち直してきてはいるものの、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。また最近、急激に円高が進行しており、輸出産業への影響が懸念されるなど、景気の動向を引き続き注視していく必要がある。
県内においても、輸出と生産の増加から景気は緩やかに回復しているものの、雇用面では、有効求人倍率が全国平均を下回る状況が続いている。
- 一方、本県財政については、三位一体の改革等の影響により危機的な状況にあり、徹底した行財政改革に取り組んでいるにもかかわらず、今後の2年間に於いて170億円もの多額の財源不足が見込まれている。
また、地方公共団体財政健全化法における将来負担比率が平成21年度末見込で約296%と依然として高水準にある。特に、このうち保有土地等に係る実質的な将来負担見込額は1,890億円程度にのぼることから、早期かつ計画的に縮減していく必要がある。
- このような状況の下、今回の補正予算は、住宅供給公社の解散を含め、保有土地等に係る実質的な将来負担への対策についてとりまとめたほか、雇用対策や「生活大県」づくりを着実に推進するための事業等を計上した。
- 今回の補正予算の財源としては、第三セクター等改革推進債や雇用創出等基金等の活用を図り、所要の一般財源については、平成21年度からの繰越金（約17億円）及び地方交付税の一部（約6億円）を充当した。

2 補正予算の規模

一般会計	262億76百万円	(補正後	1兆1,015億91百万円)
*保有土地対策除き	62億45百万円		
特別会計	▲14億47百万円	(補正後	2,679億88百万円)
企業会計	—百万円	(補正後	992億33百万円)
計	248億29百万円	(補正後	1兆4,688億12百万円)

※ 補正後の一般会計予算の前年度10月補正後予算に対する伸び率 ▲5.9%

○予算の比較（一般会計）

（百万円、%）

	H21	H22	前年度比
当初予算	1,076,594	1,075,315	99.9
6月補正・専決後	1,112,872	1,075,315	96.6
9(10)月補正	58,363	26,276	45.0
補正後	1,171,235	1,101,591	94.1

3 重点施策のポイント

(1) 保有土地対策

○ 基本的考え方

- ・保有土地等に係る実質的な将来負担見込額1,890億円について、TX沿線開発等に係る保有土地の処分が20年程度の期間を要することや、県民生活への影響を出来る限り小さくするため、平準化を図りながら対策を講じていく必要があることから、平成41年度までの20年間で計画的に解消する。

○ 住宅供給公社関連

- ・債務超過解消の見込みが立たないことから、住宅供給公社を解散する。
- ・第三セクター等改革推進債を活用し、解散に伴う県負担を平準化する。
発行見込額：約381億円
償還期間：15年以内

○ その他の追加対策等

桜の郷整備事業	将来負担見込額の計画的な償還
TX沿線開発	現年度分の金利相当額に対する支援
阿見吉原地区	関連公共施設整備負担金に対する支援
土地開発公社	土地評価損分に係る債権放棄

- 9月補正予算額：約200億円（一般財源ベース：約20億円）

(2) 雇用対策

- 今回の事業規模 約19億円（1,000人以上の雇用創出）
 - ・うち県事業 約11億円（600人以上の雇用創出）
 - ・平成22年度雇用創出人数：約6,300人 ← 約5,300人

- 正規雇用化につながる施策 → 研修・雇用一体型事業の拡充（+約200人）
大卒等未就職者人材育成事業、ものづくり産業活性化人材確保事業、
中小企業情報化指導員育成事業、防犯パトロール事業

4 主要事業

〔 新・拡 : 新規事業・拡充事業
※ : 雇用創出等基金活用事業 〕

○ 住みよいいばらきづくり

生活保護費 342百万円

(生活保護受給者への生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助等)

- ・生活保護受給者数：H21.4月 1,478人→H22.4月 1,778人 (+300人)
- ・被保護人員の月あたり平均伸び率 (H20→H21)：本県+1.14% 全国+1.11%
- ・保護率(人口1,000人あたり被保護者数(H21末))：本県7.1人 全国12.4人

拡 生活保護受給者自立支援プログラム推進事業 ※ 41百万円

(職業相談指導員の配置による生活保護受給者の自立支援)

- ・職業相談指導員数：県(町村対応) 1→4名 市 4市5名→32市(全市) 34名
- ・相談員業務内容：生活保護受給者に対する就労に係る面接相談、公共職業安定所等への同行訪問業務など
- ・財源：雇用創出等基金(住まい対策分)

拡 住宅手当緊急特別措置事業 ※ 23百万円

(就労支援員の配置による住宅手当受給者の就労及び住宅確保への支援)

- ・就労支援員：県(町村対応) 2→4名 市 9市11名→32市(全市) 34名
- ・支援員業務内容：住宅手当に係る相談、申請受付、手当受給者への就労支援及び住宅確保支援業務など
- ・財源：雇用創出等基金(住まい対策分)

新 施設入所児童等特別支援事業 67百万円

(児童養護施設等入所者に対する子ども手当相当額の支援)

- ・支援対象：里親に委託され、または児童養護施設等に入所している子どものうち、子ども手当の支給対象となる父母等がいない子ども
- ・支援内容：子ども手当相当額(13,000円/月)を施設等に交付
- ・財源：健やかこども基金

新 ひとり親家庭等在宅就業支援事業 74百万円

(ITスキル取得のための講座開催による母子家庭の母等の在宅就業に対する支援)

- ・募集人数：専門コース：50名 基本コース：150名
- ・受講期間等：専門コース：3h/日×3ヶ月 基本コース：2h/日×3ヶ月
- ・訓練手当：専門コース：5万円/月 基本コース：3万円/月
- ・財源：健やかこども基金

新 出張型放課後子ども教室提供事業 ※ 62百万円

(子育て支援団体を活用した放課後子ども教室の開催による普及促進)

- ・実施学校：放課後子ども教室が未実施及び開催回数が週1回未満の学校がある市町村数→39市町村 1市町村あたり1~2校 → 計50校
- ・実施回数：月6回程度/校
- ・実施方法：子育て支援事業に精通した民間団体への委託(2名/回の指導員を配置)

新 霞ヶ浦水質保全条例フォローアップ調査事業 ※ 18百万円

(霞ヶ浦流域(北浦)における小規模事業所からの排水の実態調査の実施)

- ・調査対象：霞ヶ浦水質保全条例に基づく届出義務のない小規模事業所
- ・調査内容：対象となる小規模事業所のリストアップ(市町村へ協力要請)戸別訪問の実施による排水実態調査

新 交通安全誘導活動事業 ※ **79百万円**
(交通事故多発地点等への交通誘導警備員の配置による交通事故の抑止)
・配置箇所数：50交差点/日(交通事故多発交差点、交通死亡事故発生交差点)
・配置人数：2人/交差点 ・配置時間：16時～20時

拡 防犯パトロール事業 ※ **59百万円**
(住宅街、金融機関、駐車場周辺等におけるパトロール強化)
・事業内容：ひったくり、コンビニ強盗、振り込め詐欺、自動車盗等の犯罪防止のため、警備会社等へのパトロールの委託
・対象地域：住宅街、コンビニエンスストア、金融機関、駐車場周辺等(県内全域)
・雇用人数：84名

新 振り込め詐欺撲滅対策事業 ※ **11百万円**
(高齢者世帯等を対象とした振り込め詐欺未然防止対策)
・事業内容：高齢者世帯等を対象に、電話により振り込め詐欺に関する注意を喚起
・架電件数：32,000件

○ 人が輝くいばらきづくり

新 県立学校情報高度化事業 ※ **23百万円**
(自学自習教材のデジタル化、県立学校ホームページの改善指導による学校PRの充実等)
・デジタル化教材：英語、国語、数学各600題程度
→いつでもインターネットにより活用可能
・ホームページ改善：対象校50校程度
→システムエンジニア等が学校を訪問し、具体的技術指導を実施

新 家庭学習支援モデル事業 ※ **6百万円**
(小学校4～6年生の児童に対する冬休み期間を中心とした自主学習支援モデル事業の開催)
・実施学校数：10校 ・実施期間：計10日間
・実施方法：自主学習教室の開催による児童の自主的・主体的学習への支援
午前45分×3時間、午後45分×3時間

○ 活力あるいばらきづくり

新 大卒等未就職者人材育成事業 ※ **179百万円**
(大卒等未就職者の早期就職を目的とする基礎研修及び企業でのOJT研修の実施)
・対象者：県内に在住する大卒等の未就職者100名
・委託先：人材派遣会社等
・業務内容：①未就職者及び受入企業の募集
②人材派遣会社等による基礎研修(ビジネスマナー等)
③受入企業でのOJT研修
④正規雇用に向けた未就職者と企業とのマッチング

新 障害者雇用訓練促進支援事業 ※ **5百万円**
(障害者の受入企業開拓のための開拓員の設置)
・開拓員数：2名
・業務内容：障害者が職業訓練を実施する際の受入企業の開拓等

拡	いばらき就職支援センター求人開拓等委託事業 ※ (いばらき就職支援センターにおける求人開拓員の増員) ・求人開拓員の増員：4名(現在6地区 12名)	10百万円
新	外国人観光客県内周遊サービス事業 ※ (茨城空港を利用する韓国人観光客等を対象とした県内周遊バスの運行) ・対象者：県内に1泊以上宿泊する団体観光客(6名以上) ・行き先：観光客のニーズにあわせた県内周遊観光	27百万円
拡	茨城空港バス運行事業 ※ (茨城空港を利用する中国人観光客を対象とした県内観光施設等へのバス運行) ・対象者：中国からの団体観光客(大型バス利用) ・行き先：アクアワールド大洗、ひたちなか海浜公園、袋田の滝、ショッピングセンター、主要宿泊施設など *バスには、中国語対応可能なガイドが同乗し、観光施設案内等を実施	34百万円
拡	外国人観光客誘客促進事業 ※ (中国人観光客を対象とした受入・案内体制の充実及び本県観光のPR) ①受入・案内体制の充実 ・観光施設等での案内・通訳補助、受入マニュアルの作成等 ②観光PR ・航空会社や旅行会社を活用したPR等	60百万円
新	コミュニティFM活用いばらきイメージアップ事業 ※ (コミュニティFM局を活用した県外等への情報発信) ・事業内容：県内のコミュニティFM局に、茨城空港等の情報番組の制作を委託するとともに、サイマル放送により全国放送 ・番組数：週2回×4週×4ヶ月、計32回(15分番組/回) *サイマル放送→FM放送をリアルタイムでインターネットでも聴取可	4百万円
拡	鳥獣被害防止総合対策事業 (市町村協議会が実施する鳥獣被害防止のための施設整備等に対する助成) ・事業主体：土浦市・かすみがうら市農作物被害防止対策協議会外4協議会 ・事業内容：①箱わな等の購入経費、被害防除の研修費(定額：上限200万円) ②侵入防止ネット等の整備(補助率：1/2以内)	143百万円
拡	阿見吉原地区開発事業(都市計画事業土地区画整理事業特別会計) (西南工区の事業着手に伴うアクセス道路等の整備) ・事業内容：換地設計、測量設計、道路築造工事等	77百万円
拡	国補公共事業の追加 *特会含む (国内示に伴う直轄事業負担金、土地改良事業等の増額) ・直轄事業負担金：963百万円 ・補助事業：2,223百万円(土地改良1,929百万円、区画整理294百万円)	3,186百万円
拡	県単公共事業の追加 (道路維持補修、交通安全など県民の生活・安全の向上に資する事業の追加実施) *H21・最終補正の地域活性化・きめ細かな臨時交付金活用分を含めたH22確保額 →27,537百万円(対前年度同期比107.6%)	498百万円

○ 保有土地対策関係

住宅供給公社 11,276百万円

(第三セクター等改革推進債の活用による損失補償の履行及び県短期貸付金の整理)

- ・発行予定額：38,077百万円 (損失補償履行分 11,276百万円)
- ・償還期間：15年以内 (短期貸付金整理分26,801百万円)
- ・償還予定総額：41,112百万円(見込)

土地開発公社

(低価法の適用による保有土地の評価損分に係る県長期貸付金の債権の放棄)

- ・評価損額：3,649,849,040円
- ・債権放棄理由：県長期貸付金に対するH21決算における評価損分について、回収が不可能と認められるため
- ・県長期貸付金の概要→貸付額：226億円 貸付金利：無利子
償還状況：H22末までに土地売却分(計39億円)償還見込
*貸付財源：県債(土地開発公社経営健全化対策貸付事業債)

桜の郷整備事業 6,794百万円

(H22年度上期末の未償還額を事業終了のH26までに計画的に解消するための対策)

- ・対策期間：H22～H26(5年間) ・未償還額：67.9億円(H22年度上期末)
- ・対策内容：
 - ・H22上期末借入残高(67.9億円)を金利負担の縮減のため一括償還(H22：短期貸付金59.3億円、計画償還8.6億円)
 - ・将来負担見込額相当(42.9億円)は計画的に償還して処理(5年間)
 - ・残額(25億円)は土地売却収入により事業終了(H26)までに処理

T X 沿線開発事業 1,916百万円

(T X 沿線開発特別会計の借入金の現年度利子に対する支援)

- ・借入残高：1,845億円(H21末)
- ・現年度利子額：1,916百万円 ・事業完了時(H41)までの総額：261億円(見込)

阿見吉原地区開発事業 145百万円

(上下水道等の関連公共施設整備負担金に対する支援)

- ・負担金：145百万円
- ・負担総額(H36まで)：39億円

5 一般会計補正予算款別内訳（歳入）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
県税	295,763	—	295,763
地方消費税清算金	50,063	—	50,063
地方譲与税	33,748	—	33,748
地方特例交付金	4,063	—	4,063
地方交付税	173,000	603	173,603
交通安全対策特別交付金	1,176	—	1,176
分担金及び負担金	10,408	240	10,648
使用料及び手数料	12,036	—	12,036
国庫支出金	111,651	2,138	113,789
財産収入	1,733	—	1,733
寄附金	18	—	18
繰入金	41,980	2,090	44,070
繰越金	500	1,698	2,198
諸収入	161,697	△20,867	140,830
県債	177,479	40,374	217,853
計	1,075,315	26,276	1,101,591

6 一般会計補正予算款別内訳（歳出）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
議会費	1,710	—	1,710
総務費	44,531	167	44,698
企画開発費	29,447	2,013	31,460
生活環境費	13,289	227	13,516
保健福祉費	160,343	7,318	167,661
労働費	7,481	1,038	8,519
農林水産業費	55,344	2,110	57,454
商工費	86,676	165	86,841
土木費	131,946	13,064	145,010
警察費	61,319	135	61,454
教育費	276,003	39	276,042
災害復旧費	1,178	—	1,178
公債費	133,165	—	133,165
諸支出金	72,733	—	72,733
予備費	150	—	150
計	1,075,315	26,276	1,101,591

7 特別会計補正予算

(単位：百万円)

会 計 名	補正前の額	今回補正額	計
物 品 調 達	5 4	—	5 4
競 輪 事 業	1 8, 1 7 4	—	1 8, 1 7 4
公 債 管 理	1 2 1, 0 3 7	—	1 2 1, 0 3 7
市 町 村 振 興 資 金	2, 2 1 0	—	2, 2 1 0
鹿島臨海工業地帯造成事業	5, 9 2 9	—	5, 9 2 9
母子・寡婦福祉資金	4 5 2	—	4 5 2
県立医療大学附属病院	2, 3 3 3	—	2, 3 3 3
中小企業事業資金	2, 6 6 9	—	2, 6 6 9
農業改良資金	4 0 3	—	4 0 3
林業・木材産業改善資金	1 5 6	—	1 5 6
沿岸漁業改善資金	1 3 2	—	1 3 2
霞ヶ浦開発事業農業用水負担金償還円滑化事業	7 2 3	—	7 2 3
公共用地先行取得事業	9 3 7	—	9 3 7
港 湾 事 業	1 7, 4 3 5	—	1 7, 4 3 5
都市計画事業土地区画整理事業	8 1, 0 2 6	△ 1, 4 4 7	7 9, 5 7 9
流域下水道事業	1 5, 7 6 5	—	1 5, 7 6 5
計	2 6 9, 4 3 5	△ 1, 4 4 7	2 6 7, 9 8 8

8 企業会計補正予算

(単位：百万円)

会 計 名	補正前の額	今回補正額	計
病 院 事 業	2 7, 1 4 6	—	2 7, 1 4 6
水 道 事 業	3 6, 7 5 8	—	3 6, 7 5 8
工業用水道事業	2 5, 1 1 6	—	2 5, 1 1 6
地 域 振 興 事 業	3, 5 2 6	—	3, 5 2 6
下 水 道 事 業	6, 6 8 7	—	6, 6 8 7
計	9 9, 2 3 3	—	9 9, 2 3 3

III 債務負担行為一覽

[一般会計]

(新規)

事 項	事 業 内 容	期 間
		限 度 額
街路改良工事 費用負担契約	都市計画道路菅谷飯田線，那珂市菅谷地内の下菅谷跨線橋(仮称)工事に係る費用負担について，東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自平成23年度 至平成24年度
		400,000千円

IV 条例その他の議案の概要

議 案	内 容									
<p>(人事課)</p> <p>特別職の職員の退職手当に関する条例及び知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>県住宅供給公社の解散処理をはじめ、保有土地等に係る将来負担縮減のための追加対策を実施するにあたり、県政の責任者として責任を明らかにするため、知事等の給料及び退職手当を減額する措置を講じようとするものである。</p>	<p>改正内容</p> <p>減額措置の内容</p> <table border="1" data-bbox="644 360 1394 589"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>給 料 月 額</th> <th>退 職 手 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事</td> <td>△50%を3ヶ月※</td> <td>△30%</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>△30%を3ヶ月※</td> <td>△30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※厳しい財政状況等を考慮した減額措置分（知事20%，副知事15%）を含む。</p> <p style="text-align: right;">(施行日 平成22年10月1日)</p>	区 分	給 料 月 額	退 職 手 当	知 事	△50%を3ヶ月※	△30%	副知事	△30%を3ヶ月※	△30%
区 分	給 料 月 額	退 職 手 当								
知 事	△50%を3ヶ月※	△30%								
副知事	△30%を3ヶ月※	△30%								
<p>(環境政策課)</p> <p>茨城県立自然公園条例及び茨城県自然環境保全条例の一部を改正する条例</p> <p>自然公園法及び自然環境保全法の一部改正を踏まえ、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正内容</p> <p>1 自然公園条例</p> <p>(1) 条例の目的に、生物の多様性の確保に寄与することを追加</p> <p>(2) 特別地域における行為規制の項目の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動植物の放出等の規制の追加 <p>(3) 生態系維持回復事業の創設</p> <p>(4) 公園事業の執行に関する規定についての罰則の追加，その他所要の規定の整備</p> <p>2 自然環境保全条例</p> <p>(1) 条例の目的において、生物の多様性の確保を明確化</p> <p>(2) 特別地区における行為規制の項目の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動植物の放出等の規制の追加 <p>(3) 自然環境保全地域における生態系維持回復事業の創設</p> <p>(4) 罰金の最高額の引上げ，その他所要の規定の整備</p> <p style="text-align: right;">(施行日 平成23年4月1日)</p>									
<p>(都市整備課)</p> <p>土浦・阿見都市計画事業阿見吉原東土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>西南工区の土地区画整理事業の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正内容</p> <p>(1) 事業の名称（条例名も同様に改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土浦・阿見都市計画事業阿見吉原東土地区画整理事業 →土浦・阿見都市計画事業阿見吉原土地区画整理事業 <p>(2) 事業の施行地区を、「東工区」及び「西南工区」に区分</p> <p>(3) 土地区画整理審議会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行地区の区分に伴い、それぞれに審議会を設置 <p style="text-align: right;">(施行日 規則で定める日)</p>									

議 案	内 容												
<p>(下水道課) 茨城県鹿島臨海都市計画下水道 条例の一部を改正する条例</p> <p>今後の事業の収支の状況を踏まえ、水量料金等の改定をしようとするものである。</p>	<p>改正内容 (1) 料金改定</p> <table border="1" data-bbox="651 320 1401 546"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 在</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水量料金 (定額)</td> <td>42円/㎥</td> <td>38円/㎥</td> </tr> <tr> <td>水質料金 (濃度に応じ11段階)</td> <td>25～150円/㎥</td> <td>23～135円/㎥</td> </tr> <tr> <td>加算料金※ (別途規則で定める)</td> <td>52円以内/㎥</td> <td>47円以内/㎥</td> </tr> </tbody> </table> <p>※承認した汚水排出量・汚水の水質を超えた場合に加算</p> <p>(2) 適用時期：平成22年9月分に係る料金から</p> <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日)</p>	区 分	現 在	改定後	水量料金 (定額)	42円/㎥	38円/㎥	水質料金 (濃度に応じ11段階)	25～150円/㎥	23～135円/㎥	加算料金※ (別途規則で定める)	52円以内/㎥	47円以内/㎥
区 分	現 在	改定後											
水量料金 (定額)	42円/㎥	38円/㎥											
水質料金 (濃度に応じ11段階)	25～150円/㎥	23～135円/㎥											
加算料金※ (別途規則で定める)	52円以内/㎥	47円以内/㎥											
<p>(高校教育課) 茨城県県立学校設置条例の一部 を改正する条例</p> <p>県立小川高等学校を廃止するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正内容 第2次県立高等学校再編整備の前期実施計画に基づき、県立小川高等学校を廃止するもの（平成23年度生徒募集を停止）</p> <p style="text-align: right;">(施行日 平成23年4月1日)</p> <p>(但し、施行日の前日に在学する者が在学しなくなる日までの間 存続する)</p>												
<p>(組織犯罪対策課) 茨城県暴力団排除条例</p> <p>本県からの暴力団の排除に関し、基本理念を定め、県及び県民等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定め、暴力団の排除を推進し、県民の安全で平穏な生活の確保と社会経済の健全な発展に寄与するため、本条例を制定しようとするものである。</p>	<p>条例の内容</p> <p>(1) 暴力団の排除に関する基本的施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団による不当要求の拒否 ・公共工事等に係る入札からの暴力団の排除 ・暴力団の排除活動を行う県民等に対する支援 <p>(2) 青少年の健全な育成を図るための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団の排除に関する教育の実施 ・学校等から200m以内の区域における暴力団事務所の開設・運営の禁止（既設の事務所は適用除外） <p>(3) 暴力団員等に対する利益供与等の禁止等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団の威力を利用することの禁止 ・暴力団の活動を助長し、暴力団の運営に資することとなる利益供与の禁止 <p>(4) 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止</p> <p>(5) 不動産の譲渡等に係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団事務所の用に供される不動産の譲渡・貸付け、及び貸付を代理・媒介することの禁止 <p>(6) 条例違反者に対する調査・勧告等</p> <p>(7) 罰則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団事務所開設・運営禁止規定違反 → 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 <p style="text-align: right;">(施行日 平成23年4月1日)</p>												

議 案	内 容																		
<p>(港湾課) 県有財産の売却処分について</p> <p>港湾関連用地として、売却しようとするものである。</p>	<p>売却する財産の内容</p> <p>(1) 不動産の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日上市留町字北河原2856番 1 ・ 土地 43,095.71㎡ <p>(2) 売却予定価格 969,653,475円</p> <p>(3) 売却処分先 日上市助川町1丁目1番1号 日上市長 檜村 千秋</p>																		
<p>(林業課, 水産振興課) 県が行う建設事業等に対する市町の負担額について</p> <p>平成22年度において県が行う広域漁港整備事業等に対する市町の負担について、その額を定めようとするものである。</p>	<p>地方財政法第27条の規定に基づく市町の負担額</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="659 734 1382 887"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>負担額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林道事業</td> <td>83,120</td> <td>常陸太田市外1町</td> </tr> <tr> <td>漁港事業</td> <td>184,770</td> <td>北茨城市外3市</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>267,890</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	負担額	備考	林道事業	83,120	常陸太田市外1町	漁港事業	184,770	北茨城市外3市	計	267,890							
事業名	負担額	備考																	
林道事業	83,120	常陸太田市外1町																	
漁港事業	184,770	北茨城市外3市																	
計	267,890																		
<p>(農地整備課) 国及び県等が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について</p> <p>平成22年度において国及び県等が行う土地改良事業に対する市町村の負担について、その額を定めようとするものである。</p>	<p>地方財政法第27条, 土地改良法第90条, 91条, 独立行政法人森林総合研究所法附則第11条及び独立行政法人水資源機構法第26条の規定に基づく市町村の負担額</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="659 1151 1382 1375"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>負担額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 営</td> <td>451,169</td> <td>稲敷市外14市町</td> </tr> <tr> <td>県 営</td> <td>1,167,111</td> <td>水戸市外39市町村</td> </tr> <tr> <td>森林総合研究所営</td> <td>228,884</td> <td>高萩市外2市町</td> </tr> <tr> <td>水資源機構営</td> <td>275,448</td> <td>土浦市外12市町</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,122,612</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	負担額	備考	国 営	451,169	稲敷市外14市町	県 営	1,167,111	水戸市外39市町村	森林総合研究所営	228,884	高萩市外2市町	水資源機構営	275,448	土浦市外12市町	計	2,122,612	
事業名	負担額	備考																	
国 営	451,169	稲敷市外14市町																	
県 営	1,167,111	水戸市外39市町村																	
森林総合研究所営	228,884	高萩市外2市町																	
水資源機構営	275,448	土浦市外12市町																	
計	2,122,612																		
<p>(監理課) 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について</p> <p>平成22年度において県が行う河川事業等に対する市町村の負担について、その額を定めようとするものである。</p>	<p>地方財政法第27条及び下水道法第31条の2の規定に基づく市町村の負担額</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="659 1529 1382 1718"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>負担額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川事業</td> <td>58,500</td> <td>水戸市外15市</td> </tr> <tr> <td>港湾事業</td> <td>205,507</td> <td>日上市外3市町村</td> </tr> <tr> <td>下水道事業</td> <td>901,457</td> <td>水戸市外26市町村</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,165,464</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	負担額	備考	河川事業	58,500	水戸市外15市	港湾事業	205,507	日上市外3市町村	下水道事業	901,457	水戸市外26市町村	計	1,165,464				
事業名	負担額	備考																	
河川事業	58,500	水戸市外15市																	
港湾事業	205,507	日上市外3市町村																	
下水道事業	901,457	水戸市外26市町村																	
計	1,165,464																		

議 案	内 容
<p>(公園街路課) 工事請負契約の締結について</p> <p>都市計画道路石下駅中沼線常総市本石下地内の橋梁上部架設工事（(仮称)新石下橋）について、水戸市笠原町978番25株式会社東京鐵骨橋梁茨城営業所所長高田知幸と8億850万円をもって、請負契約を締結しようとするものである。</p>	<p>工事の概要</p> <p>(1)工 事 名 都市計画道路石下駅中沼線橋梁上部架設工事 （(仮称)新石下橋）</p> <p>(2)工事箇所 常総市本石下地内</p> <p>(3)工事内容 桁架設 W=1,434 t 床版工 A=5,179㎡</p> <p>(4)工 期 H22.9～H23.8</p> <p>(参考) (仮称)新石下橋の概要 ・橋長L=309m, 幅員W=16m/6m</p>
<p>(下水道課) 工事請負契約の締結について</p> <p>霞ヶ浦常南流域下水道特高受変電設備改築工事について、水戸市南町三丁目4番12号三菱電機プラントエンジニアリング株式会社社会・交通営業部水戸営業所所長恩田浩之と6億3,525万円をもって、請負契約を締結しようとするものである。</p>	<p>工事の概要</p> <p>(1)工 事 名 霞ヶ浦常南流域下水道特高受変電設備改築工事</p> <p>(2)工事箇所 北相馬郡利根町布川地内</p> <p>(3)工事内容 特高受電設備 一式 特高変圧器 二台（うち一台は移設） 高圧配電設備 一式 等</p> <p>(4)工 期 H22.9～H25.3</p>
<p>(都市計画課) 権利の放棄について</p> <p>茨城県土地開発公社の経営の健全化のために行っている長期貸付金のうち、平成21年度決算における低価法の適用により生じた保有土地の評価損分について、権利の放棄をしようとするものである。</p>	<p>議案の概要</p> <p>(1)放棄する権利 茨城県土地開発公社経営健全化対策長期貸付金(※)のうち、貸付の対象である保有土地の平成21年度決算における評価損分</p> <p>(2)放棄する金額 3,649,849,040円</p> <p>(3)債 務 者 水戸市笠原町978番25 茨城県土地開発公社</p> <p>(4)放棄の理由 回収が不可能と認められるため</p> <p>※茨城県土地開発公社経営健全化対策長期貸付金 茨城県土地開発公社の保有土地について、支払利息の抑制のため、土地開発公社経営健全化対策貸付事業債を活用し、長期貸付金により支援 ・期 間：平成18年度から平成27年度まで ・貸付金：22,593百万円</p>

議 案	内 容
<p>(住宅課) 地方財政法第33条の5の7第1項の規定に基づく地方債に係る許可の申請について</p> <p>茨城県住宅供給公社の解散に伴い、第三セクター等改革推進債を発行するため、総務大臣に許可を申請しようとするものである。</p>	<p>提案内容</p> <p>(1)起債の目的 茨城県住宅供給公社の解散に伴い、県が負担する必要がある損失補償履行に要する経費及び県短期貸付金の整理に要する経費に充当するため</p> <p>(2)起債の限度額 38,077,400千円 〔損失補償履行に要する経費：11,275,900千円〕 〔県短期貸付金の整理に要する経費：26,801,500千円〕</p> <p>(3)起債の利率 年利5.0%以内 〔ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率〕</p> <p>(4)償還の方法 15年以内</p>

V 認定事項

事 項	内 容
<p>平成21年度茨城県公営企業会計決算の認定について</p> <p>地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、茨城県病院事業会計外4会計の決算の認定を求めようとするものである。</p>	<p>平成21年度公営企業会計決算</p> <p>(1)茨城県病院事業会計 (2)茨城県水道事業会計 (3)茨城県工業用水道事業会計 (4)茨城県地域振興事業会計 (5)茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計</p>

VI 今回報告事項

1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

事 項 (専決処分年月日)	内 容
<p>(生活衛生課) 和解について (平成22年7月23日専決処分)</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1)事故発生日時 H21.10.9 (金) 11:40ころ (2)事故発生場所 下妻市大串14番地1地先県道上 (3)事故概要 小型貨物自動車出張途中、停車中の相手車両に追突した事故 (県西食肉衛生検査所所属) (4)損害賠償額 1,168,866円 (うち1,068,866円は、日本興亜損害保険株式会社からの支払)</p>

事 項（専決処分年月日）	内 容
<p>(警務部監察室) 和解について（平成22年7月27日専決処分）</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要 (1) 事故発生日時 H21. 10. 9（金）16:15ころ (2) 事故発生場所 結城郡八千代町大字尾崎309番地1地内 (3) 事故概要 小型特種二輪車で出張途中、上記場所で転回する際、相手方の門扉等に衝突した事故（交通機動隊所属） (4) 損害賠償額 1,929,455円</p>
<p>(警務部監察室) 和解について（平成22年7月27日専決処分）</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要 (1) 事故発生日時 H22. 2. 3（水）17:30ころ (2) 事故発生場所 かすみがうら市宍倉5786番地地先県道上 (3) 事故概要 小型特種自動車出張途中、路外駐車場から道路に右折進行した際、左側から進行してきた相手車両と衝突した事故（土浦警察署所属） (4) 損害賠償額 508,675円 （うち425,775円は、日本興亜損害保険株式会社からの支払）</p>
<p>(税務課) 和解について（平成22年8月3日専決処分）</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要 (1) 事故発生日時 H20. 8. 8（金）15:50ころ (2) 事故発生場所 龍ヶ崎市泉町1581番地2地先市道上 (3) 事故概要 小型乗用自動車出張途中、交差点で右側から進行してきた相手車両に衝突した事故（稲敷県税事務所所属） (4) 損害賠償額 864,577円 （うち841,517円は、日本興亜損害保険株式会社からの支払）</p>
<p>(漁政課) 和解について（平成22年8月11日専決処分）</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要 (1) 事故発生日時 H20. 7. 6（日）11:50ころ (2) 事故発生場所 ひたちなか市大字長砂849番地地先国道上（国道245号上） (3) 事故概要 小型貨物自動車出張途中、交差点を直進してきた相手車両の直前を右折して衝突した事故（水産試験場所属） (4) 損害賠償額 1,752,392円 （うち1,671,618円は、日本興亜損害保険株式会社からの支払）</p>
<p>(警務部監察室) 和解について（平成22年8月11日専決処分）</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要 (1) 事故発生日時 H22. 2. 15（月）9:10ころ (2) 事故発生場所 高萩市大字高戸315番地10（高萩警察署駐車場内） (3) 事故概要 普通特種自動車出張する際、駐車中の相手車両に衝突した事故（高萩警察署所属） (4) 損害賠償額 706,603円</p>

事 項（専決処分年月日）	内 容
<p>(生活衛生課) 和解について（平成22年 8 月17日専決処分）</p> <p>交通事故について，和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 H21. 3. 10（火）13:40ころ</p> <p>(2) 事故発生場所 土浦市永国348番地 5 地先国道上（国道354号上）</p> <p>(3) 事故概要 小型乗用自動車が出張途中，停車中の相手車両に追突し，さらに前方のもう一者の相手車両に玉突き追突した事故（県南食肉衛生検査所所属）</p> <p>(4) 損害賠償額 3,743,402円 （全額，株式会社損害保険ジャパンからの支払）</p>
<p>(警務部監察室) 和解について（平成22年 8 月17日専決処分）</p> <p>交通事故について，和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 H22. 3. 20（土）12:35ころ</p> <p>(2) 事故発生場所 石岡市染谷45番地 1 地先高速自動車国道上</p> <p>(3) 事故概要 小型貨物自動車が出張途中，停車中の相手車両に追突した事故（交通指導課所属）</p> <p>(4) 損害賠償額 616,875円 （うち500,000円は，日本興亜損害保険株式会社からの支払）</p>